

# 廃校備品活用

土浦第一高等学校 1 班

2 年 A 組 澤出愛美 C 組 渡邊琴葉 E 組 坂本美帆  
指導教諭 宮代篤先生 関谷隆志先生

## 【要旨】

廃校になった小中学校で使われなくなった楽器、実験用具、椅子といった備品は他の小中学校で活用されるものもあるが、放置されることもある。そのような備品を「販売」という形で活用することはできないかと考えた。廃校や廃校備品を活用している自治体や施設への訪問、ヒアリング調査を行い、廃校備品販売は需要があり、持続可能で有効的な取り組みであるという結論に至った。

## How can we utilize the property of closed schools?

Tsuchiura First High School Group 1

Sawade Ami Watanabe Kotoha Sakamoto Miho

Supervisor: Miyashiro Atsushi Sekiya Takashi

## 【Abstract】

Most of the property in closed schools, such as musical instruments, chemistry apparatuses and chairs are abandoned, left unused and still remain as they were in spite of their usability. Our research team came up with an idea to utilize them effectively and then moved on to the next stage. What we would like to propose as a result of our project is selling the property of closed schools on online market sites. Through our survey and field work in local governments and schools, we have found out that there is potential demand for on those school items and that selling them will provide financial benefits to the local board of education. It is also a sustainable and eco-friendly way to do this. Selling the property of closed schools has turned out to be a Win-Win approach both for our society and for the environment.

## 1.序論

### 1-1 研究動機

私たちの茨城県では、近年、人口減少などにより学校の統合や廃校が増加している。廃校について調べている中で、備品を捨てるのにお金がかかることに気づいた。そこで、その備品を廃棄せず有効利用できれば、原資である税金の節約になるだけでなく、無駄なゴミを減らせるという観点でも良いのではないかと考えた。

## 1-2 仮説

学校備品の中には楽器や棚など、安く売ってあげれば古いものでも買いたいと思うものや思い出の物としてとっておきたいものがあると考えた。備品の販売会を行えば備品を捨てることなく活用することができ、得た利益を地域や学校教育等に還元することができるのではないかと。

## 1-3 検証方法

- ・前例を調べる
- ・実際に備品や廃校を活用している場所を訪れ、質問や視察をする
- ・土浦市で備品販売を行うことができるか調べる

## 2.調査方法

### (1)茨城県土浦市への調査

同市役所に土浦市立藤沢小学校と同斗利出小学校についての廃校の備品の現状やそれに係る条例について電話で取材

### (2)つくば市小田小交流プラザ(旧つくば市立小田小学校)への調査

小田小交流プラザの概要と備品の活用法について取材(2022年8月7日実施)

図 1.小田小交流プラザ

### (3)宮城県柴田郡川崎町役場、同前小庵(同町立旧前川小学校)

川崎町役場：担当者様から川崎町の廃校活用の方針、運営方法や実態について伺う。現地訪問(2022年8月18日実施)

前小庵：施設内を案内していただきお話を伺う。現地訪問。(2022年8月18日)

### (4)京都府福知山市市役所

電話にて取材(2022年11月17日取材)

### (5)岩手県山田町

電話での取材(2022年11月17日取材)



## 3.本論(調査結果について)

### (1)土浦市役所学務課への調査

市内では、2013年度から2017年度までに4校が廃校となっている。2028年4月には児童数の減少に伴い、土浦市立上大津東小学校の同市立管谷小学校への統合が予定されている。旧斗利出小学校、旧藤沢小学校の校舎は耐震基準を満たしておらず、立ち入ることができなかった。校舎内に多くの備品が放置されているが、必要に応じて近隣の学校に譲渡しているため、販売の予定は特になかったことがわかった。ただし、土浦市に制定されている条例で販売に向けて障害となるような条例は特になさそうだ。かつて、土浦市立旧斗利出小学校で使用されていたグランドピアノは、卒業生を中心とする有志が寄付金を集め、再整備し、「まちかど思い出ピアノ」として現在土浦市役所に設置されている。

### (2)小田小交流プラザへの訪問

図 2. 備品を活用した椅子

2017 年度に閉校した旧つくば市立小田小学校では、その廃校となった旧小田小の教室と校庭を活用し、地域住民やサイクリスト、宝篋山(ほうきょうざん)登山客の休憩の場所、地域住民の交流の場として貸し出しが行われており、地元の有志である小田地域まちづくり振興会によって運営されている。廃校するにあたり備品のほとんどが近隣学校へ譲渡された。残された備品はそのまま使用するだけでなく、ペンキで様々な色に塗られているもの、跳び箱をテーブルや椅子として活用する等、新たな用途で利用されてるものもあった。つくば市は条例が厳しく、施設での物品の販売ができないなど経営には制限が多い。



図 3. イベントの会場として使われた教室

### (3)宮城県柴田郡川崎町役場、前小庵への訪問

2012 年に廃校となった小学校 4 校と 2021 年に廃校となった 1 校を「イーレ！はせくら王国！」「みっけ学舎ホール」「KSP 川崎スポーツパーク」「AONE×MATKA」「前小庵」として民間事業者が活用している。旧川崎町立前川小学校校舎そのものは現在蕎麦屋が営業し活用されているが、校舎内には、楽器や本が多く放置されていて、現在のところ販売や譲渡の予定はない。



図 4.5 取り残された絵本・楽器



#### (4) 京都府福知山市役所へのヒアリング調査

##### ○資産活用課の荒賀様への取材

##### [1] 販売会の概要

複式学級の解消により子どもたちにとって望ましい教育環境を整えることを目的に小学校の再編を進め、2012年度から2020年度までに16校が廃校となっている。2022年3月、10月に同市役所財務部資産活用課によって地域の人を対象とした備品販売会が行われた。

##### (ア) 思い出の廃校備品販売会

2022年3月12日(土)・13日(日) 9:30～15:30

会場:旧天津小学校 校舎

販売備品:ピアノ、机、いす、鉄琴、顕微鏡など 多数  
廃校図書譲渡会も同日開催

約500点を販売し、そのほとんどが完売であった。売上げ金約58万円は同市教育委員会に寄付され、楽器等新たな備品の購入に使用された。宣伝は地域のテレビ番組へ出演して行った。

##### (イ) 廃校備品“大”販売会

2022年10月22日(土)・23日(日) 9:30～15:30

会場:旧有仁小学校 校舎

##### 1. 廃校備品販売会の広報ポスター

販売備品:ピアノ、机、いす、鉄琴、顕微鏡など 多数  
廃校図書販売会も同日開催



図6 宣伝ポスター

約1000点を販売し、7～8割の商品が売れた。売れ残ったものは皿、鍋等日用品が多かった。売上金は約60万円で同市教育委員会に寄付された。宣伝は市の公式ホームページ、新聞にて行った。

##### [2] 販売にあたっての取り組み

準備・企画は約3か月ほどを要した。どの商品に需要があるか判断に苦労したという。廃校備品活用も目的の一つだが、もともとは学校に新しい風を入れたいという気持ちから行われた。「福知山市廃校 Re 活用プロジェクト」として維持費のかかる校舎を民間業者に譲渡するにあたり、放置されていた備品の管理が問題となった。全備品の処分も検討したが、処分には100万円以上の費用がかかること、市の条例で備品の販売が可能であったこと、地域の人々に喜んでほしいという思いから販売会の開催を決断した。販売できないもの、壊れてしまったものも多く、販売会を行って減少した廃棄量は10%～20%であった。

#### (5) 岩手県下閉伊郡山田町役場へのヒアリング調査



## ○財政課の及川様への取材

### [1] メルカリ SHOPS と販売の概要

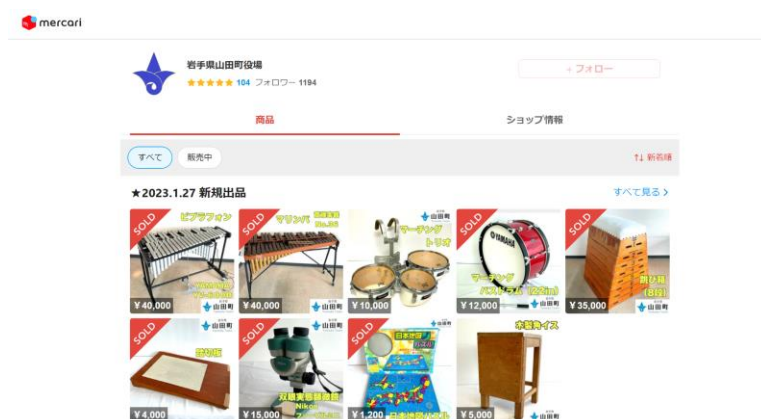
2020 年度に小学校 9 校のうち小学校 6 校が合併して 3 校へと減少し、また中学校も 2 校が合併して 1 校となり、計 7 校が閉校となったことをきっかけにどのように備品を処分しようかという話になった。売上金を使って廃校に伴う処分費を削減したいと考えていたが、当時すでに山田町と協定を結んでいたメルカリとの話し合いを経て、廃校の備品をメルカリ SHOPS で販売することを決定した。2021 年 11 月 25 日より販売を開始して、約 1 年が経過し、約 80 万円の利益をあげている(2022 年 11 月 16 日時点)。山田町では、統合した学校に向けて新校舎を立てる予定で、そのために売り上げを財政活用したいと考えている。

### [2] 販売にあたっての取り組み

販売会ではなくオンラインでの取り組みなので、準備やトラブル対応といったことが必要となってくる。まず出品は、市役所の職員が担当しているが梱包作業は素人なので困難だった。出品する前に梱包は月一回作業、3 人くらいで 1 日かけ、一回分(10 品～15 品)を済ませて置き、出品の準備をする。また、販売する品物は通常のサービスで発送できるサイズのものみに絞っている(例)跳び箱は 8 段までなど)また、販売において広報・告知は必要不可欠であり、町の公式ホームページや専用ツイッターアカウントにて宣伝している。

メルカリの取引システム上、金銭トラブルなどは基本的に起こらない。しかし、過去に届いた商品が違う、というトラブルが発生したり、においなどの写真や文字では伝えきれない点でのトラブルが過去にあった。それぞれ、交換と返品という形で対応したようだ。販売において現地販売会では地元客やコアな客の集客が期待できるが、山田町では発売以前の段階で地元住民に買い手が現れなかった。町内に需要がなかったため、全国に向けて販売を行うことができるメルカリを選んだ。つくば市(小田小交流プラザ)では大きな障害となった条例だが、山田町では備品販売にあたっての町の条例改正などではなく、メルカリで出品して差しさわりのない範囲でとどめているようだ。

図7. 岩手県山田町役場 メルカリ Shops より



## 4. 結論/まとめ

以上の調査より、廃校備品の活用方法として、近隣の学校などに譲渡する他、廃校舎ごと違う施設として再利用する、備品の販売をバザー形式やインターネット上で行うなどの取り組みが全国でされているとわかった。

実地販売やメルカリによる販売などでは、それぞれ違ったニーズを獲得し、利益を得て市町村等の財政に還元されていた。条例や規模など、自治体によって販売に関する制約も多いが備品販売の取り組みがもっと広まればより廃棄物が減り、それぞれ必要なところで備品が有効活用され、SDGsの観点でも望ましい。土浦市でも、現状維持として原則販売はなく、近隣小中学校への譲渡を行っているとのことだったが、選択肢の一つとして備品販売を提案したい。

## 5.今後の課題

廃校備品販売において、廃校舎自体に入るのが難しい場合や、市区町村と県とでの管轄の違い、条例などの制限といった課題がまだ残り、広く廃校備品の有効活用が進むと良い。実施され広がるにはまだまだ課題が残る。このような取り組みの存在がもっと広まることなどで実施のハードルが下げられると良い。

## 6.謝辞

本探究を進めるにあたって、つくば市小田地域まちづくり振興会の白石様、宮城県川崎町地域振興課の大浪様、京都府福知山市役所財務部資産活用課の荒賀様、岩手県山田町財政課の及川様をはじめ、取材や電話、メール等に対応してくださった皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

## 7.参考文献

・京都府福知山市 廃校 Re 活用プロジェクト 2022年11月16日閲覧

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/10/28852.html>

・岩手県山田町役場メルカリ Shops 2022年11月16日閲覧

<https://mercari-shops.com/shops/XdMTs2BzBQGycs2tr35ivR>

・茨城県つくば市 つくば市物品規則より 2023年2月28日閲覧

[https://www1.g-re iki.net/tsukuba/reiki\\_honbun/e019RG00000240.html#e000000128](https://www1.g-re iki.net/tsukuba/reiki_honbun/e019RG00000240.html#e000000128)

(不用品の処分)

第24条 物品管理者は、[前条](#)の規定により不用の決定をした物品(以下「不用品」という。)で、売り払うことが適当と認めるものについては、財務部管財課長に管理換えをすることができる。

2 物品管理者は、売り払うことができないと認める不用品については、廃棄することができる。

3 物品管理者は、[前条](#)の不用の決定をしたときは、その旨を物品出納員に通知しなければならない。

(平23規則18・平27規則26・一部改正)

(物品の貸付け)

第25条 物品は、貸付けを目的とするものを除くほか、貸し付けてはならない。ただし、事務又は事業に支障を及ぼさないものについては、この限りでない。

2 [前項ただし書](#)の規定により、物品を貸し出すときの貸付期間は、特別の事情がない限り、3箇月を超えることができない。

3 物品を貸し出すときは、相手方から物品借用書を徴さなければならない。

### 第4章 検査、監督及び報告

(部長の監督責任)

第26条 部長は、物品の管理事務について、当該部の物品管理者及び物品出納員を監督しなければならない。

(会計管理者の検査)

第 27 条 会計管理者は、必要があると認めるときは、所属職員のうちから出納検査員を命じ、物品出納員の取扱いに係る出納及び保管に関する事務を検査するものとする。

(平 19 規則 24・一部改正)